

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四号

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

例

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第五条中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年六月一日から施行する。